

平成 22 年 6 月 30 日

第 3 回 全国公開模試をご受講の皆様

TAC/Wセミナー
司法書士講座

司法書士講座 第 3 回全国公開模試総合成績表の講評について（お詫び）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびは、司法書士講座「第 3 回 全国公開模試」をご受講いただきまして誠にありがとうございました。第 3 回の添削済答案および総合成績表を昨日速達にて発送させていただきました。そのなかの総合成績表におきまして、商業登記法の記述式添削結果講評が第 2 回のものになっていることが判明いたしました。

皆様にはご迷惑をおかけいたしまして大変申し訳ございません。

第 3 回の添削済結果講評（商業登記法）につきまして、正しい講評を掲載いたしますので、ご確認いただければ幸いです。

季節柄体調を崩しやすい時期です。本試験間近ですので、お身体ご自愛ください。
本試験で実力を十分に発揮されること、事務局一同、心よりお祈り申し上げます。

記述式対策委員会

商業登記法 記述式添削結果講評

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の設定について

監査役設置会社でないことを理由として登記を申請していない答案が若干ありました。取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定との違いに注意してください。「社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定」の部分は、そのような文言で登記簿に記録するものと決められていますから、正確に記載すべきです。

監査役の変更について

あまり良くできていなかったようです。

まず、監査役の監査の範囲を縮小する場合には、監査役の任期は満了しません。任期が満了するのは、監査の範囲を拡大する場合です。

また、第2欄で監査役の退任を申請していない答案も目立ちました。設立当初の役員の任期、事業年度が3月末までの場合の1月から3月までの間に選任された役員の任期、いずれもうっかりしてしまいがちなところ です。

取締役および代表取締役の変更について

代表取締役の辞任を申請してしまっている答案が若干ありました。取締役会設置会社以外の株式会社について出題する場合、必ず訊きたくなる論点のひとつですから、きちんと理解しておきましょう。また、取締役を辞任するのか、代表取締役を辞任するのか、問題から正確に読みとって欲しいと思います。

甲野次郎以外の取締役および代表取締役については、非常に良くできていました。ただ、第2欄で添付する印鑑証明書の通数は間違いが多かったようです。株主総会の出席取締役の員数が問題となるので難易度は高いのですが、おおざっぱにでも内容を理解しておいてください。

募集株式の発行について

比較的良くできていました。本試験前に、募集事項の決定機関と種類株主総会の可否については、も

う一度整理しておいたほうがいいでしょう。

支店の設置について

取締役の過半数の一致により決議すべきであるとして、支店の設置を申請していない答案が多少ありました。取締役会設置会社以外の株式会社では、取締役の過半数の一致により支店の設置を決定することができますが、一方で株主総会は万能の機関ですから、株主総会で決定することも差し支えありません。株主総会の権限は、取締役会設置会社とそれ以外の株式会社とで異なります。会社法295条は非常に重要な条文ですから、しっかりと目を通し、正確に内容を理解しておきましょう。

支店の所在地における登記事項は、比較的良くできていたように思います。「平成22年5月30日支店設置」は、登記記録に関する事項として登記されます。レジュメの最終ページで具体的なイメージを確認しておいてください。支店の所在地における登記は、記述式ではあまり問われませんが、択一式ではそこそこ高い頻度で問われます。択一式対策にも今回の問題を活用してください。

発行する各種類の株式の内容の変更について

良くできていました。種類株主全員の同意が必要となる事項について整理しておきましょう。

今回の定款の定めが会社法322条1項1号を含んでいるものとして無効と判断している答案がわずかながらありました。確かに1号の事項については必ず種類株主総会の決議が必要となるのですが、だからといって今回の定款の定めが全面的に無効となるものではありません。このような定款の定めを設けても、やはり1号の事項について種類株主総会の決議が要求されるのです。上場企業でも、本問のような定款の定めを設けている例はあります。条文上も、1号の事項について定款で定めることを否定しているわけではなく、定款の定めがあっても種類株主総会の決議を要求するという構造になっています。